特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊丘村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

長野県豊丘村長

公表日

平成31年6月26日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法（平成9年法律第123号）等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）認定及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）別表第1の第68の項の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1　被保険者の資格に関する事務 ・資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・被保険者証の交付、最交付等 2　保険料の賦課・徴収に関する事務 ・保険料の賦課・徴収、保険料の減免、徴収猶予等 3　要介護（要支援）認定に関する事務 ・要介護の認定・更新・区分変更等の申請 ・居宅サービス計画作成依頼、介護予防サービス計画作成依頼 4　保険給付等に関する事務 ・介護給付・予防給付等の管理 ・介護保険負担割合証の交付、再交付等 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請及び審査 ・高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給 ・施設介護サービス費・特定入所者介護サービス費の支給
③システムの名称	1. 介護保険事務処理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）被保険者台帳ファイル　（2）受給者台帳ファイル　（3）賦課台帳ファイル　（4）収納情報ファイル　（5）口座情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　番号法第9条第1項別表第一68項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供） 1　番号法 ・第19条第7号、第9号 ・別表第2の第1、2、3、4、6、（8）、（11）、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、（108）、117の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第1、2、3、4、6、（7、10）、19、25、30、32、33、43、44、47、55条 （情報照会） 3　番号法 ・別表第2の第93,94の項 4　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第46、47条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長　唐澤　晃

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊丘村　総務課総務係 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地 0265-35-9050
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊丘村　健康福祉課福祉係 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地 0265-35-9060

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月12日	Ⅰ-1-② 事務の概要	介護保険法に基づく保険料の賦課徴収に関する事務、被保険者証又は認定証に関する事務、	介護保険法（平成9年法律第123号）等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴	事後	
平成29年7月12日	Ⅰ-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表	1 番号法第9条第1項別表第一68項 2 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
平成29年7月12日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	（情報提供） 1 番号法	事後	
平成29年7月12日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月12日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年7月20日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年7月20日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成31年6月26日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年6月26日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	